

【令和2年7月豪雨災害に伴う浄化槽の補助制度についてのQ&A】

Q1：被災した合併浄化槽について、家屋の建替えに伴い設置したときに、坂本町以外で設置した場合補助対象となりますか

A1：旧八代市、鏡町、千丁町で建替えした場合でも対象となりますが、建築されるところが下水道処理区域(予定区域含む)の場合は対象となりませんので、事前にご確認をお願いします。

Q2：家屋はそのまま、被災した合併浄化槽を更新(入替)した場合も補助対象となりますか

A2：対象となります

Q3：単独浄化槽が被災を受けて、合併浄化槽に更新する場合は補助対象となりますか

A3：単独浄化槽の場合は、被災の有無にかかわらず、従来の補助制度の中で対象となります。

Q4：汲み取り便所が被災を受けて、合併浄化槽に更新する場合は補助対象となりますか

A4：汲み取り便所の場合は、被災の有無にかかわらず、従来の補助制度の中で対象となります。

Q5：被災合併浄化槽の改築(機器の更新)について、ブローアの交換とありますが、他にどのようなものがありますか

A5：補助対象設備としては、スクリーン、脱水機、沈殿槽、汚水の前処理に必要な設備、その他の汚水処理設備、消毒設備、脱臭設備、換気、除塵等に必要な設備があります。

Q6：被災合併浄化槽の改築(機器の更新)について、補助額はいくらになりますか

A6：改築に係る見積書、設備の故障が確認できる書類(保守点検記録等)、位置図、図面、写真等を提出してもらい、事前に環境省と協議して承認を受けた金額となります

Q7：今回浄化槽に流れ込んだ土砂を撤去すれば、浄化槽が使用できるが、土砂の撤去費用は「改築」として認められますか

A7：土砂の撤去費用は、補助対象外なので個人負担となります。

Q8：事前着工した場合も補助金の対象となりますか

A8：事前着工の場合は対象となりません。特に浄化槽の改築(機器更新)の場合、環境省の承認を受けるまで1カ月程度要しますので、機器更新をされる30日前までに申請をお願いします。

Q9：浄化槽の設置、更新及び改築に伴う工事について、年度内に完了しなくても大丈夫ですか

A9：年度内、3月31日までの完了が条件となりますので、工期を考えて申請してください。